

霧島市都市公園条例の一部改正について

霧島市都市公園条例の一部を次のように改正する。

平成29年12月8日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市都市公園条例の一部を改正する条例

霧島市都市公園条例（平成17年霧島市条例第272号）の一部を次のように改正する。

第1条の6の次に次の1条を加える。

（公園施設に関する制限）

第1条の6の2 公園について令第8条第1項に規定する一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する条例で定める割合は、100分の50以下とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）及び都市緑地法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第156号）の施行に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の割合を定めるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。